

## 市第22号議案

## 庁舎駐車場の指定管理者の指定

次のように庁舎駐車場の指定管理者を指定する。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市戸塚区総合庁舎駐車場	西区北幸一丁目 4 番 1 号	アートプレックス戸塚株式会社 代表取締役 加藤 哲郎 社 長	横浜市戸塚区総合庁舎駐車場に係る横浜市庁舎駐車場条例の施行の日から平成39年 3 月31日まで

## 提 案 理 由

横浜市戸塚区総合庁舎駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）